中小企業信用保険法第2条第5項第2号イの規定による認定申請書(①-(イ))

		令和	年	月	日
田辺市長あて					
	申請者 _事業所所在	地			_
	名称及び _代表者の氏	:名			卸
			(3)	E 1)	
私はが、合和が				_を行っ	
ることにより、下記のとおり同事業者との ため、経営の安定に支障が生じております イの規定に基づき認定されるようお願いし	ので、中小企業				
1 事業開始年月日	記	年	Я	ŀ	⊐
1 事未開如十月日		<u>+</u> _	<u>/1</u>		<u>-</u>
2に対する取引依存度	_		%	(A/I	B)_
A 年 月 日から	年 月	<u> 日</u> までの_			<u></u> 1Z
関連する取引額等				F	円
B 上記期間中の全取引額等	_			1	- 円
	_				_1
3 売上高等 (イ) 最近1か月間の売上高等					
$\overline{D-C}$	減少率		%	(実績)	
D ×100 C:事業活動の制限を受けた後最	近1か月間の売	上高等			
(年 月)	日間の古し古竺			F	<u> </u>
D:Cの期間に対応する前年1か (年月)	月間の光工同寺	·			<u>円</u>
(ロ) (イ)の期間も含めた今後3か月			% (貴見込み)
$\frac{(D+F)-(C+E)}{D+F} \times 1 0$	<u> </u>			<u>₹7⊔ /C °7</u>	<u>/_</u>
D+F ×10 E:Cの期間後2か月間の見込み					
	年 月)			F	<u> </u>
F:Eの期间に対応する前年2か (年 月~				F	<u>円</u>
田商第 号の2 令和 年 月 日					
申請のとおり、相違ないことを認定しま	す。				
	田辺市長	真砂	充 敏	印	
	今和 年		日から		
(注1)経済産業大臣が指定する事業活動の制限	予和 年		日まで	<u></u>	

(留意事項) ①本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

②市長から認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行う ことが必要です。

中小企業信用保険法第2条第5項第2号ロの規定による認定申請書(①-(ロ))

2 に対する取引依存度 % (A/B) A 年 月 日までの 関連する取引額等 円 B 上記期間中の全取引額等 円				令和	年	目
本業所所在地	田 辺 市 長 あて					
本業所所在地		申請者				
代表者氏名 印 和は			所在地			<u>.</u>
代表者氏名 印 私は		夕新五刀	>			
私は が、全和 年月日から ことにより、下記のとおり同事業者との間接的な取引の連鎖関係について完と高等の談話生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2第5項第2号ロの規定に基づき認定されるようお願いします。 1 事業開始年月日 年月日 2 に対する取引依存度 % (A/B) A 年月日から年月日までの開連する取引額等 円 B 上記期間中の全取引額等 円 B 上記期間中の全取引額等 円 C (イ) 最近1か月間の売上高等(イ) 最近1か月間の売上高等(イ) 最近1か月間の売上高等(イ)の財間に対応する前年1か月間の売上高等(イ)の期間を含めた今後3か月間の売上高等(イ)の期間を含めた今後3か月間の売上高等(イ)の財間を含めた今後3か月間の売上高等(イ)の財間を含かた今後3か月間の売上高等(イ)の財間を2か月間の見込み売上高等(イ)の財間を2か月間の見込み売上高等(イ)の財間を2か月間の売上高等(イ)の財間を2か月間の売上高等イ)の日本日の財産と2か月間の売上高等イ中月の日の売上高等イーターの日の売上高等イーターの日の売上高等イ中月の日の売上高等イ中月の日の売上高等イ中月の日の売上高等イ中月の日の売上高等イーターの日の売上高等イーターの日の売上高等イ中月の日の売上高等イーターの日の売上高等イーターの日の売上高等イ中月の日の売上高等イーターの日の売上高等イーターの日の売上高等イーターの日の売上高等イーターの日の売上高等イーターの日の売上高等イーターの日の売上高等イーターの日の売上高等イーターの日の日の一の日の一の日の売上高等イーターの日の日の一の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の						印
					(注1)	
が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第 2 第 5 項第 2 号ロの規定に基づき認定されるようお願いします。 1 事業開始年月日						
記 1 事業開始年月日 2						
	55項第2号ロの規定に基づき認定され	れるようお願い	します。			
		≟ 7				
A 年 月 日から 年 月 日までの 円 B 上記期間中の全取引額等 円 円 B 上記期間中の全取引額等 円 3 売上高等	事業開始年月日	ĦС		年	月	<u> </u>
A 年 月 日から 年 月 日までの 円 B 上記期間中の全取引額等 円 円 B 上記期間中の全取引額等 円 3 売上高等 (イ) 最近1か月間の売上高等 D-C 減少率 % (実績) D×100 C:事業活動の制限を受けた後最近1か月間の売上高等 (年月) 円 D:Cの期間に対応する前年1か月間の売上高等 (年月) 円 (イ)の期間も含めた今後3か月間の売上高等 (ロ)(イ)の期間も含めた今後3か月間の売上高等 液少率 %(実績見込み) (フ+F)-(C+E) D+F × 100 E:Cの期間後2か月間の見込み売上高等 (年月~年月) 円 F:Eの期間に対応する前年2か月間の売上高等 (年月~年月) 円 円 日 商第 号の2 令和 年月 日 申請のとおり、相違ないことを認定します。 田辺市長 真砂 充 敏 印 (注)信用保証協会への申込期間:令和 年月日から		£.,			2/ /	
関連する取引額等	2に対する取引依存	存度			<u>% (</u>	A / B)
円 B 上記期間中の全取引額等 円 3 売上高等 (イ) 最近1か月間の売上高等 (クロン ×100) (日) ×100 円 円の売上高等 (クロン (イ)の期間に対応する前年1か月間の売上高等 (クロン (イ)の期間も含めた今後3か月間の売上高等 (クロン (イ)の期間も含めた今後3か月間の売上高等 (クロン (イ)の期間を含めた今後3か月間の売上高等 (クロン (イ)の期間を含めた今後3か月間の売上高等 (クロン (イ)の期間を含めた今後3か月間の売上高等 (クロン (イ)の期間を含めた今後3か月間の売上高等 (クロン (イ)の期間を含めたりまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	A 年 月 日から	年 月	<u></u> 且まて	 の		<u></u> {{}^{2}}
B 上記期間中の全取引額等 売上高等 (イ) 最近1か月間の売上高等	関連する取引額等					
3 売上高等 (イ) 最近1か月間の売上高等 減少率 % (実績) D × 1 0 0 C:事業活動の制限を受けた後最近1か月間の売上高等(年月) 円 D: Cの期間に対応する前年1か月間の売上高等(年月) 円 (ロ) (イ)の期間も含めた今後3か月間の売上高等(年月) 内上下 × 1 0 0 E: Cの期間後2か月間の見込み売上高等(年月) F: Eの期間に対応する前年2か月間の売上高等(年月) (年月~年月) 円 田商第 号の2 令和年月日 申請のとおり、相違ないことを認定します。 田辺市長 真 砂 充 敏 印 (注)信用保証協会への申込期間:令和年月日から						<u> </u>
(イ) 最近1か月間の売上高等	B 上記期間中の全取引額等					円
(イ) 最近1か月間の売上高等						
D - C 減少率 % (実績) D ×100 C: 事業活動の制限を受けた後最近1か月間の売上高等 (
C:事業活動の制限を受けた後最近1か月間の売上高等 (年月) 円 D: Cの期間に対応する前年1か月間の売上高等 (年月) (ロ) (イ)の期間も含めた今後3か月間の売上高等 液少率 %(実績見込み) (D+F)-(C+E)		<u>減</u>	少率		% (実	ミ績)
(年 月) 円 D: Cの期間に対応する前年1か月間の売上高等 (年 月) 円 (ロ) (イ)の期間も含めた今後3か月間の売上高等 減少率 %(実績見込み) %(実績見込み) (D+F)-(C+E) D+F ×100 下: Cの期間後2か月間の見込み売上高等 (年 月 ~ 年 月) E: Cの期間に対応する前年2か月間の売上高等 (年 月 ~ 年 月) 円 F: Eの期間に対応する前年2か月間の売上高等 (年 月 ~ 年 月) 円 田商第 号の2 令和 年 月 日 申請のとおり、相違ないことを認定します。 田辺市長 真 砂 充 敏 印 (注)信用保証協会への申込期間: 令和 年 月 日から		必 目 パニュース・ロー間	のまし古然			
D: Cの期間に対応する前年1か月間の売上高等 (年月) 円 (ロ) (イ)の期間も含めた今後3か月間の売上高等 減少率 %(実績見込み) (D+F)-(C+E)		发 東 近 1 か 月 间	の兄上尚等			Н
(ロ) (イ)の期間も含めた今後3か月間の売上高等 減少率 %(実績見込み) (D+F)-(C+E) D+F ×100 E: Cの期間後2か月間の見込み売上高等 (年月~年月) F: Eの期間に対応する前年2か月間の売上高等 (年月~年月) 中間の第一条の2 令和年月日 申請のとおり、相違ないことを認定します。 田辺市長 真砂 充 敏 印 (注)信用保証協会への申込期間: 令和年月日から	D:Cの期間に対応する前年	1 か月間の売上	高等			
減少率 %(実績見込み) (D+F)-(C+E) D+F ×100 E: Cの期間後2か月間の見込み売上高等 (年月~年月) 円 F: Eの期間に対応する前年2か月間の売上高等 (年月~年月) 円 田商第分和年月日 中請のとおり、相違ないことを認定します。 田辺市長真砂充敏印 (注)信用保証協会への申込期間:令和年月日から	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	なり 眼の 幸 し 青				円
(D+F)-(C+E) D+F ×100 E: Cの期間後2か月間の見込み売上高等 (年月~年月) 円 F: Eの期間に対応する前年2か月間の売上高等 (年月~年月) 円 田商第 号の2 令和年月日 年月日 申請のとおり、相違ないことを認定します。 田辺市長 真砂充 敏 印 (注)信用保証協会への申込期間:令和年月日から	(ロ) (1)の期间も占めに今後3%			%	(実績見	込み)
E: Cの期間後2か月間の見込み売上高等	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					· <u>·</u>
(年 月 ~ 年 月) 円 F: Eの期間に対応する前年 2 か月間の売上高等 (年 月 ~ 年 月) 円 田商第 号の 2 令和 年 月 日 申請のとおり、相違ないことを認定します。 申請のとおり、相違ないことを認定します。 田辺市長 真 砂 充 敏 印 (注)信用保証協会への申込期間: 令和 年 月 日から						
(年 月~ 年 月) 円 田商第 号の2 令和 年 月 日 申請のとおり、相違ないことを認定します。 田辺市長 真 砂 充 敏 印 (注)信用保証協会への申込期間: 令和 年 月 日から)			円
(年 月~ 年 月) 円 田商第 号の2 令和 年 月 日 申請のとおり、相違ないことを認定します。 申請のとおり、相違ないことを認定します。 田辺市長 真 砂 充 敏 印 (注)信用保証協会への申込期間: 令和 年 月 日から						
田商第 号の2 令和 年 月 日 申請のとおり、相違ないことを認定します。 田辺市長 真 砂 充 敏 印 (注)信用保証協会への申込期間: 令和 年 月 日から						Ш
令和 年 月 日 申請のとおり、相違ないことを認定します。 田辺市長 真 砂 充 敏 印 (注)信用保証協会への申込期間: 令和 年 月 日から	(4 д ~	—————————————————————————————————————	<u> </u>			<u> </u>
田辺市長 真 砂 充 敏 印 (注)信用保証協会への申込期間: 令和 年 月 日から						
(注)信用保証協会への申込期間: 令和 年 月 日から	申請のとおり、相違ないことを認定	します。				
		田辺市長	長 真 砂	充 敏	印	Ī
	(注) 信田保証协合への申37 期間・	今和 <i>た</i>	= □	ロ みヽ	Ġ	
	(江) 旧用体证防云、02甲必期间:					

⁽注1) 経済産業大臣が指定する事業活動の制限の内容に応じ、「店舗の閉鎖」等を入れる。 (留意事項) ①本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

②市長から認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行う ことが必要です。

中小企業信用保険法第2条第5項第2号ハの規定による認定申請書(①-(ハ))

田辺市長あて		令和	年	月	日
	請者 事業所所在地				
	称及び 代表者氏名			——	
私はが、 <u>令和 年</u> ことにより、下記のとおり売上高等の減少が生おりますので、中小企業信用保険法第2条第5お願いします。	じているため、紅	圣営の安	定に支『	章が生じ	て
記					
1 事業開始年月日		年	月	且	
 2 売上高等 (イ) 最近1か月間の売上高等 B-A B × 100 	減少率		% (<u>実績)</u>	
A:事業活動の制限を受けた後最近17 (年月)	か月間の売上高等	è		円	
B:Aの期間に対応する前年1か月間の (年月)	の売上高等 ― ―			円	
(ロ) (イ)の期間も含めた今後3か月間の (B+D)- (A+C) B+D ×100	売上高等 減少率	%	」(実績身	見込み)	
C:Aの期間後2か月間の見込み売上ア				円	
(年 月 ~ 年D:Cの期間に対応する前年2か月間の(年 月 ~ 年	月) の売上高等 月) <u>—</u>			円	
田商第 号の2 令和 年 月 日 申請のとおり、相違ないことを認定します。					
I	田辺市長 真	砂 充	敏	印	
(注)信用保証協会への申込期間: 令利 (注1)経済産業大臣が指定する事業活動の制限の内容	和 年 月	日	からまで		

- (注1)経済産業大臣が指定する事業活動の制限の内容に応じ、「店舗の閉鎖」等を入れる。 (留意事項)
- ①本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ②市長から認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。

中小企業信用保険法第2条第5項第2号イの規定による認定申請書(②)

	田辺	市長	あて				令和	年	月	日
					申請者					
					名称及び _代表者.	氏名			l	<u> </u>
調	私は <u></u> に伴い、金 達が必要と 認定される	なってい	\ますの~	で、中小企業	年 月 当該金融機 (全)	<u>日</u> から_ 関からの 第2条第	借入金 <i>页</i> 5 項第 2)返済を	^{注)} _を行っ :含めた)規定に	たこ 資金 基づ
					記					
1	事業開始	年月日					年	月	E	<u>_</u>
2	金融機関	からの糸	念借入金列	桟高のうち、			いらの借	入金残	高の割っ	合
								% (A)	<u>/B)</u>	
	Α	年	月	且の		<u></u> からの	つ借入金	残高		
									<u>円</u>	
	В	年	月	日の金融	は機関からの;	総借入金列	浅高			
									円	
	田商第 令和 年		号の 2 日							
	申請のと	おり、相	違ないこ	とを認定しま	きす。					
					田辺市長	. 真 4	沙东	触	钔	

(注)経済産業大臣が指定する事業活動の制限の内容に応じ、「金融取引の調整」等を入れる。 (留意事項)

令和

①本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

(注) 信用保証協会への申込期間:令和

②市長から認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。

年

年

月

月

目から

日まで